

質 問 回 答 書

業務／工事名【令和8～10年度年度双葉町特定帰還居住区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その4）】

No.	区分	ページ	条項	質問事項	回答
1	入札説明書	5	4(5)イ	入札説明書P.5 (5)イ「平成23年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記(ア)及び(イ)の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること」とありますが、(ア)国が発注する公共工事(土木工事)の施工経験について、その期間は全工期に従事した工事のみ該当でしょうか？またはその一部期間でも該当となりますでしょうか？ご教示願います。	入札説明書P16 7.(3)イに記載のとおりです。
2	入札説明書	5 6	4 (5)	入札説明書P.5 4 (5)において「本入札説明書に記載の工事において申請できる技術者は上限2名」と記載があります。また、入札説明書P.6 4 (5)オにおいて「特定建設工事共同企業体も申請できる技術者は上限2名」と記載があります。特定建設工事共同企業体で申請する場合は、各構成員ごとに上限2名で申請できるという理解でよろしいでしょうか。それとも、共同企業体として2名が上限となりますでしょうか。ご教示願います。	入札説明書P6 4.(5)オに記載のとおり企業体として上限2名が可能で、各構成員ごとではありません。
3	入札説明書	5	4 (5)	入札説明書P.5 4 (5)において「本入札説明書に記載の工事において申請できる技術者は上限2名」と記載があります。専任補助者を申請する場合は、専任補助者を含めた上限2名となりますでしょうか。それとも、配置予定技術者2名、専任補助者2名というように2名ずつ申請でできるのでしょうか。ご教示願います。	配置予定技術者2名、専任補助者2名での申請が可能です。
4	入札説明書	4	4(4)ア	本工事の施工実績につきまして、「国又は福島県が発注した除染等工事」とあります。「除染等工事共通仕様書(第14版)」1-1-2(17)に、除染等工事とは「放射性物質汚染対処特措法第2条第4項に規定する除去土壌の収集、運搬、保管及び処分に係る作業」と定められていることから、「除去土壌等輸送工事」は施工実績として認められますか。	本工事の施工実績として、「除去土壌等輸送工事」は除きます。
5	入札説明書	4	4(4)イ	施工実績の要件として、当該施工実績が適切なものであることとあります。その条項の中で、『工事成績評定点が付与されていない工事の場合は、上記(イ)「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに、工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。』とありますが、県発注の除染工事等で評価通知書が発行されていない工事につきましては、何の書類をもって指名停止を受けていないと証明すればよろしいでしょうか。	様式1に記載のとおり入札説明書4(競争参加資格)の条件をすべて満たしているものとして申請書を提出してください。
6	入札説明書	4	4(8)	入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)(以下、「会社法」という。))第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。という記載があります。親会社と子会社が含まれるJV構成による入札参加は上記ケースに該当するのでしょうか。	親会社と子会社が同一のJV構成である場合は、4(8)のケースには該当しません。
7	入札説明書	9	5(1)イ	指定テーマ1「定められた期間内に各町の大規模な除染作業を完了させる必要があり、安定的な施工力の確保が必須である」と示されていますが、「除染作業」だけでなく「解体作業」の施工力確保も本課題の対象に含まれるのでしょうか。	本課題の対象は、除染だけでなく解体も含まれます。
8	入札説明書	9	5(1)イ	指定テーマ1「工事期間内に契約施工数量の解体・除染工事を確実に実施する施工体制」について、特記仕様書・数量総括表に年度毎の解体対象建物件数・除染数量が示されておりますが、年度毎の施工数量を変更し計画してもよろしいでしょうか。(例)解体対象建物等(大熊町)R8年度 150件、R9年度 130件、R10年度 67件	指定テーマ1の提案にあたっては、設計図書に記載の施工数量で計画願います。
9	入札説明書	9	5(1)イ	指定テーマ3「不法投棄防止を徹底するためのさらなる対策について」とは、不法投棄疑い事案が発生した「除染作業」における不法投棄防止対策という理解でよろしいでしょうか。それとも、「解体作業」で発生する「解体廃棄物」の不法投棄防止対策も含まれるのでしょうか。	本課題の不法投棄対策は、除染および解体が対象です。
10	入札説明書	5 13	4(5) 5(5)	配置予定技術者の項において「本入札説明書に記載の工事において申請できる技術者は上限2名とする」とあります。また施工体制確認のためのヒアリングの項において「複数の配置予定技術者を申請した場合には、本工事に確実に配置できると企業が申し出た配置予定技術者1名を含めるもの」とあります。従って、配置予定技術者を2名申請した場合は、契約後どちらか1名を配置すればよい、という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P13 5.(5)に記載のとおりです。